

北海道の機能性素材開発の現状と取組み

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

工藤 昌史

北大北キャンパス内に事務所を置く、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（略称：ノーステック財団）では、「研究開発から事業化までの一貫した支援」を活動理念とし、科学技術の振興と技術シーズの事業化支援を通じ、北海道産業の発展に向け活動している。

特に、北海道は、良質で豊富な天然資源や優れたバイオ研究者が多いことから、バイオ産業の育成に注力し、研究者・企業のネットワーク化や研究開発支援を進める中、2011年12月には北海道が「フード・コンプレックス国際戦略総合特区」の指定を受け、食品機能性表示の規制緩和を求めて国と協議した結果、2012年4月から北海道庁が認定する「北海道食品能性表示制度（愛称：ヘルシーD o）」がスタートした。

ヘルシーD oは、ヒト介入試験により機能性が証明され論文を科学的根拠として北海道で製造された機能性素材を含み、北海道で製造された商品に対して、「この商品に含まれている〇〇（素材名）については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。」という表示を可能とするというものである。

これまで「機能性がある」ことを標榜することすら事業者の判断では難しかったところを、科学的根拠としての論文を北海道庁が確認することでそれを可能にした制度であり画期的な機能性表示の方法として評価され、現在19の素材、113商品が認定を受け、更なる拡大を目指している。

本シポジウムでは、道内の機能性食品開発の現状と、当財団がヘルシーD oの認定を目指して取組んでいる素材と臨床試験等の結果について紹介する。

ヘルシーD o制度の概要

ポイント
健康食品等に含まれている機能性成分に関する、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事を北海道が認定する制度。

審査点
・研究対象は、「機能性成分(素材)」であること。
・北海道が効果効能を証明するものではないこと。

表示イメージ
①認定マーク ②添付ロゴ
③認定番号(例)第01-00001号
④認定文書
この商品に含まれる成分(機能性素材)については、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われたことを北海道が認定したものです。(この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。)

制度対象
【商品】加工食品
【要件】
・商品に含まれる機能性素材が北海道で製造され
・北海道で認定を受けた商品であること
・制度の認定を受けた日から、6か月以内に販売予定であること。
※平成22年4月制度改正 道外 OEM解禁
【研究対象】
单一成分・組成物

認定基準
「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」とは
・食品に含まれる成分(機能性素材)について、健康の維持・増進効果が示された研究
・科学的根拠に基づき作成された研究
・科学的根拠に基づき作成された論文が、同分野の複数の専門家による審査を受けたものであること

ヘルシーD o認定製品

■認定製品 (57社, 103件, 113商品)

■機能性素材

・AHCC、DHA・EPA、EC-12、ETAS、アスパラガス葉、オリゴノール、クレモリス菌FC株、西洋かぼちゃ種子油、大豆イソフラボン、たもぎ實濃縮エキス、チコリー根培煎粉末、乳酸菌北海道株、非変性II型コラーゲン、非変性プロテオグリカン、まいたけ「大雲華の舞1号」、ライラック乳酸菌、ラフィーネ、ルチン、ナノ型コンドロイチン（コントロイチン硫酸オリゴ糖）、ガゴメ食物繊維（ほか

サブメント型

一般食品型

飲料

嗜好品

【講演者の紹介】

工藤 昌史（くどう まさふみ） 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター クラスター統括部長

- ・日本アビオニクス㈱にて航空用デバイス開発に従事した後、平成5年に財団法人北海道科学・産業技術振興財団。研究開発支援事業を立ち上げるとともに、文部科学省の研究プロジェクトの管理法人業務に従事。
- ・平成13年、現財団に統合された後は、「北海道バイオ産業クラスター・フォーラム」を運営し、道内バイオ関連企業とのネットワーク作りや大学研究者と企業との共同研究開発の構築などに従事。